

令和2年度 第2回朝来市農業委員会総会議事録（公開用）

- 1 開催日時 令和2年8月20日（木）午後1時50分～午後2時34分
- 2 開催場所 朝来市役所本庁舎 4階401・402・403号室
- 3 出席した農業委員 14人
1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員
4番 奥藤 康正委員 5番 高本 知宜委員 6番 米田 隆至委員
7番 米田 利秋委員 8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員
10番 大田垣 強委員 11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員
13番 西 好朗職務代理者 14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 0人
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 13人
- 6 現地調査委員
農業委員 松浦 修三委員 大森 げん委員
推進委員 池本 晃市委員 大橋 悟 委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第1号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条申請について
日程第3 議案第3号 農地法第5条申請について
日程第4 議案第4号 非農地証明申請について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 藤本 宏子
支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員
主事 西谷 和徳
- 10 会議の概要

○事務局

それでは、ただいまから、第2回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に、送付をさせていただいております次第に基づきまして、進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここから会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、14名中14名でございます。

○石原会長 ただいまの農業委員の出席人数の報告がございました。朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第2回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名について」ですが、3番、前田由記夫委員と、4番、奥籐康正委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、5の「議事」に入ります。議事日程に基づきまして、進行いたします。

まず、日程第1「議案第1号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 それでは、受付順位1番の提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 失礼します。それでは、ご説明させていただきます。

受付順位1番の航空写真をご覧ください。資料の裏に添付されてます。申請地は、県道物部藪崎線のTUTAYA和田山店を北上したすぐの交差点を、玉置の護念寺というところがあるんですけど、護念寺に上がる道沿いに位置しております。譲渡人と譲受人は本家、新宅の関係にあり、譲受人の自宅に隣接する畑を無償で譲渡するという申請でございます。

申請案件審査資料をご覧ください。薄いほうの分ですね。受付順位1番、1号要件については、自宅の隣接であり、僅か10メートルというところにあります。農機具は、トラクター、耕運機、草刈り機などを所有されております。そして、個人であるため、2号要件、3号要件も該当いたしません。4号要件の従事日数は年60日ということで、農業に従事さ

れております。5号要件の下限面積は3,569平米で、適合しております。6号要件は非該当、7号要件では地元区長、農事部長、水利組合の代表の同意も得られておられ、何ら問題なく許可相当と思われまます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、受付順位1番につきまして、ただいま地元委員から提案理由の説明がございましたが、現地調査委員のほうから補足説明がありますか。

○松浦委員 失礼します。8月の7日の日に農業委員の大森委員、それから推進委員の池本さん、それから大橋さんと私、そして事務局2名、約6名で現地確認を行いました。その結果、ただいまのご報告のとおり申請内容に問題はなかったというふうに思っています。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

地元以外の農業委員なり推進委員の皆さんから、ご意見なりご質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、それでは、受付順位1番について、採決を行います。

農業委員の賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第2号、農地法第4条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位2番の提案理由を、地元委員、前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、ご説明させていただきます。

受付順位2番の航空写真をご覧ください。受付順位2、3、4と載っております地図がございます。申請地は、国道9号線上にあります城ノ山古墳並びに池田古墳の間で、おおよそ東に70メートルの位置にございます。また、申請地は、平野区の住宅が連檐しつある場所に位置し、現在も新築中の住宅が複数軒ございます地域でもあります。

申請案件資料2番をご覧くださいながら、お話をお聞きください。農地法第4条第1項の規定による申請となります。申請地は、申請人の●●様が相続されて以来ずっと管理をしておられました。しかしながら、近年申請人は姫路で生活をしており、そのことで近隣に迷惑をかけないように、申請地の除草管理を長年徹底して続けてこられました。高齡

化とともに管理の在り方を見直したいと、このたび貸し露天駐車場経営に伴う申請があったものでございます。申請人は、居を姫路に構えておりますが、介護施設ではなく、集合福祉施設であり、申請人の健康状態は非常によく、経済的な自立もされております。また、申請地につきましては、そこにもございますように、和田山駅南土地区画整理事業により整備されており、地目は田ではありますが、上下水道の施設が既に完備、設置されておるようなところでございまして、早かれ遅かれ、今回の申請が予見された場所でもあります。地元区長、農事部長の同意も得られており、何ら問題なく許可相当と思います。ご審議をよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、受付順位2番について、ただいま地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の松浦委員から、補足説明がありますか。

○松浦委員 ただいまの前田委員さんのご説明のとおり、提案書どおり、特に補足説明はございません。

○石原会長 ありがとうございます。

地元以外の農業委員、推進委員からご意見、ご質問はございませんか。

無いようですので、受付順位2番について採決を行います。

農業委員の賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 ありがとうございます。

全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第3号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、受付順位3番及び4番の提案理由の説明につきまして、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、3番、4番は一括でよろしいということでしょうか。

○石原会長 はい。

○前田委員 それでは、ご説明させていただきます。

受付順位 3 番並びに 4 番です。申請地は、先ほどの地図をご覧ください。3 番、4 番と書いてあるところですが、全く同じように国道 9 号線上の城ノ山古墳、池田古墳との間でおおよそ国道 9 号線から 50 メートルの位置にあります。また、申請地は、先ほども申しましたように、平野区の住宅が連檐する場所に位置し、現在も新築中の住宅が複数軒存在しているところです。

それでは、申請案件資料の 3 号並びに 4 号をご覧くださいながらお聞きください。農地法第 5 条第 1 項の規定による申請となります。このたび、譲受人が建て売り住宅並びに宅地分譲をするに当たり、譲渡人との売買の合意を受けて今回の申請に至りました。申請地につきましては、先ほどと同じく和田山駅南土地区画整理事業により、整備されており、第 3 種農地に該当します。この 3 号、4 号につきましては、もともと 1 枚であったところを二つの業者が分筆登記をされて、その後の申請ということになっております。一般基準に基づきまして、資力、信用について見積書及び金融機関の残高証明により確認しております。ともに事業計画及び内容から目的の達成が十分見込まれます。

受付順位 3 号については、造成の後、2 階建ての建物を建てて、建て売りという形で販売するというふう聞いておりますし、受付順位 4 番については、宅地造成をして、その後、分譲するというふう聞いております。特に、この 4 号の譲受人につきましては、今、この申請しております本近所で数軒の今、家を新築中でありまして、そういった意味でもそういった計画、進行につきまして、信頼できると思っております。

両申請地とも池田古墳を有する近くにあるわけですが、文化財保護であるとか景観保護、そういった面からも法令等に影響することもなく、地元区長、あるいは農事部長の同意書も添付されており、何ら問題なく許可相当と思っております。ご審議をよろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位 5 番の提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、ご説明させていただきます。

受付順位 5 番の航空写真をご覧ください。申請地は、国道 9 号線のドコモショップ和田山店とオートバックス和田山店の間を北上した道沿いの農地です。このたび、譲受人が分譲住宅として 5 区画を宅地造成し、販売するに当たり、譲渡人との売買の合意に至ったということで、農地法第 5 条の申請がありました。

申請案件審査資料をご覧ください。受付順位 5 番、立地基準につきましては、玉置区の

住宅の点在する区域にあり、農地の集団規模は1ヘクタール未満であり、第3種の農地に該当いたします。一般基準に基づき、資力、信用について、見積書及び金融機関の残高証明により確認しました。事業計画及び事業内容からも、目的が果たされると思われます。影響のある他法令はなく、申請面積は944平米で、住宅用地の5区画の一般個人住宅用地として、適正と思われます。周辺農地への支障もなく、地元区長、農事部長、水利組合代表、隣接農地の所有者の同意も得られておられ、何ら問題なく許可相当と思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位3番から5番まで、地元委員から提案理由の説明がございました。

現地調査委員から補足説明はございますか。

大森さん、どうでしょう。

○大森委員 特に、問題はありませんでした。

○石原会長 農業委員、推進委員からご意見、ご質問はございませんか。

それでは、無いようですので、受付順位3番について採決を行います。

農業委員の賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位4番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 同じく全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位5番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第4「議案第4号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位6番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、受付順位6番の提案理由のご説明をさせていただきます。

添付の航空写真4枚目、受付順位6番の写真をご覧ください。申請地は、県道一宮生野線の栃原トンネルを抜け、栃原川を渡ってすぐの三差路を栃原川沿いに、市道を上流側に進んだ位置にある、菖蒲沢区内に既存する土地であります。菖蒲沢とは、現在、居住する住民がいないことから、隣接する栃原区が管理をしています。申請地の登記地目は田であります。現況は山林となっております。当該土地は、申請者が昭和40年10月頃まで農地として使用していたそうなのですが、その後、耕作を放棄したために、現在は山林となっております。

それでは、申請案件審査資料、最後のページ、受付順位6の項をご覧ください。非農地証明発行要件の、非農地となってから20年以上経過していること。違反転用に対する処分対象となっていないこと。農振農用地でない土地であること。これら、全ての要件を満たしていることから、非農地相当であると思慮いたします。慎重審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

地元以外の農業委員、推進委員からご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、受付順位6番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成によりまして、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第5号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○担当課 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。

まず、7ページをご覧いただきたいと思います。それでは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。まず、1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明させていただきます。まず、利用権を設定する農用地の内訳についてですが、田が2,021平方メートル、1筆、畑が5,483平方メートル、2筆、合計7,504平方メートル、3筆となっております。続いて、利用権の設定を受ける戸数、借手になりますが、2戸。

利用権を設定する戸数、貸手になりますが、2戸となっております。

続きまして、2、設定する利用権の概要について説明させていただきます。まず、利用権の内容についてですが、土地の使用料がかからない使用貸借権が3筆、7,504平方メートル。続きまして、土地の使用料がかかる賃貸借権については、今回はございません。

次に、表の右側を見ていただきたいのですが、利用権の周期、筆数、面積について記載しております。令和12年10月15日までのものが2筆、5,483平方メートル。令和13年3月31日までのものが1筆、2,021平方メートルとなっております。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思います。8ページにつきましては、利用権の設定を受けるもの及び設定するもの、賃借に係る土地の所在地等一覧について記載しております。この表については、借受者、借手の住所、氏名、貸付者、貸手の住所、氏名、土地の所在地等、利用権設定の期間等について記載しております。この表の上段、上2行については、兵庫みどり公社が借受者となっておりますが、この兵庫みどり公社、農地中間管理機構から、●●●●さんが今後、借り受ける候補となっております。●●●●さんは、市外からの移住者で、朝来市の農業研修制度を使われており、ファームくだわのところでブドウを栽培されております。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思います。9ページにつきましては、利用権の設定を受ける借手の住所、氏名等が記載しております。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。10ページにつきましては、利用権を設定する者、貸手の住所、氏名等を記載しております。以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議のほうよろしくお願いたします。

○石原会長 ありがとうございます。

今、担当課から説明がございました。委員の中からご質問等ございませんか。

特に無いようですので、議案5号につきまして採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で、本日の議案審議は全て終了しました。

閉会に当たりまして、職務代理者に挨拶をいただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後 2 時34分終了)